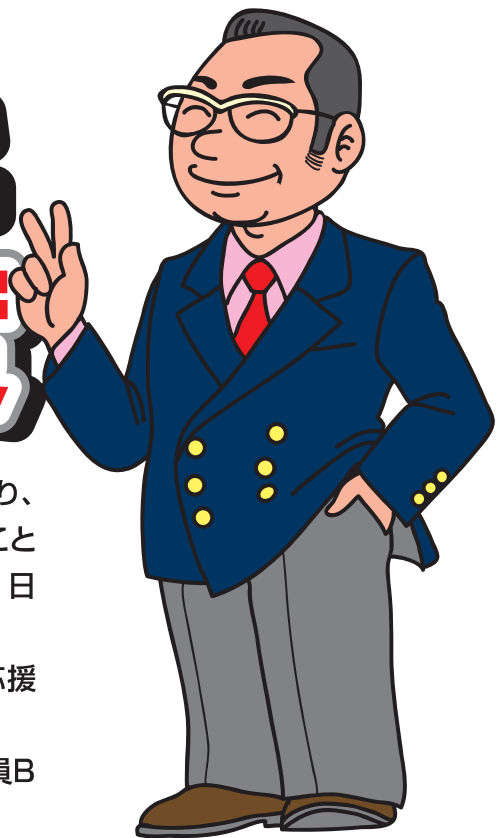


ふるさと 納税制度



「生まれ故郷」や「かつて住んでいた、又は訪れたことがあり、ゆかりのある」など応援したいと思う自治体に寄付をすることで、地方を元気づけ、応援できる制度として平成20年5月1日から、ふるさと納税制度が設けられています。

栗国村でもこの制度を活用するために「栗国村ふるさと応援寄付条例」「栗国村ふるさと応援基金条例」を制定しました。

わかりやすいように関西在住で栗国出身者Aさんと役場職員Bの電話のやりとりで説明します。





栗国村では寄付していただいたお金を財源として次のような事業を実施します。

- ①教育・文化の推進に関する事業
- ②保健・医療・介護・福祉の向上に関する事業
- ③産業の振興に関する事業
- ④生活環境の向上に関する事業
- ⑤その他目的の達成のために村長が必要と認める事業

寄付した方は、使い途をして寄付することも出来ます。寄付をなさる際には寄付申出書も書いていただくこととなりますが、申出書には使い途、寄付の方法、住所氏名の公表の可否などを記入してください。

用紙については役場からお送りします。

申出書の内容を確認した上で、納付書など必要書類をお送りします。

寄付金の入金を確認出来ましたら、寄付金受領証明書を送付いたします。

これは確定申告をして税控除をうける際に必要ですから、大事にしてください。

実際に寄付をなさって、税控除をうけるときの計算方法についても説明します。



【住民税の寄附金控除額の計算方法】

①と②の合計額を税額控除

① (地方公共団体に対する寄附金-5千円)×10%

② (地方公共団体に対する寄附金-5千円)×(90%-0~40%)

(所得税の限界税率)

※ ②の額については、個人住民税所得割の1割を限度

※ 対象となる寄附金は、地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせて、総所得金額等の30%を上限寄附金額のうち、5,000円を超える部分について、一定の限度額まで所得税と住民税で合わせて全額控除することになりました。

この結果、寄附をする方の実質的なご負担は、概ね5,000円で済むというものです。



この制度についてお問い合わせは、役場総務課 098-988-2016 です。

寄 付 申 出 書

平成 年 月 日

栗国村長 新城 静 喜 様

住所／所在地

氏名／名称

電話番号

私は、ふるさと栗国村を応援するため、次のとおり寄付を申し出ます。

- 1 希望する用途（いずれか一つを選択し、□にレ印をご記入してください。）
 - 教育・文化の推進に関する事業
 - 保健・医療・介護・福祉の向上に関する事業
 - 産業の振興に関する事業
 - 生活環境の向上に関する事業
 - 指定なし

- 2 寄付金額 円

- 3 寄付方法（いずれか一つを選択し、□にレ印をご記入してください。）
 - 納付書払 後日、納付書を郵送します。
 - 口座振込 後日、口座番号等を郵送にてお知らせいたします。
 - 現金書留 下記連絡先まで送付願います。
 - 持参 来庁予定日時をお知らせください。
*日 時 平成 年 月 日 時頃

- 4 寄付したことに係る住所、氏名等の公表について、該当の□にレ印をご記入下さい。
 - ア 住所（都道府県、市町村名）の公表について
 - 公表しても良い
 - 公表を希望しない
 - イ 氏名の公表について
 - 実名を公表しても良い
 - 公表を希望しない
 - ウ 寄付額の公表について
 - 公表してもよい
 - 公表を希望しない

- 5 栗国村への応援メッセージ

[連絡先]

〒901-3792

沖縄県島尻郡栗国村字東 367 番地

栗国村役場 総務課

TEL : 098-988-2016

FAX : 098-988-2206